

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(影響調査)

第2条 条例第6条の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地下水を採取しようとする地点（以下「採取地点」という。）の周辺の井戸、湧水等の分布及び利用状況を調査し、調査する井戸等を選定すること。
- (2) 段階揚水試験（揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）を実施して採取地点の井戸の水位、水質等の変化を観測すること。また、採取地点の井戸の水位に著しい影響が生ずる揚水量を把握するよう努めること。
- (3) 連続揚水試験（一定の水量を連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）及び回復試験（連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。以下同じ。）を実施して、採取地点及び周辺の井戸等の水位、水質等の変化を観測すること。
- (4) 井戸等の水位、水質等に影響が生じると認められる場合は、その影響を回避するための措置を検討すること。

(影響調査計画書の届出)

第3条 条例第7条の規定による届出は、影響調査計画書（様式第1号）により行うものとする。

2 影響調査計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (2) 井戸の構造を示す図面
- (3) 影響調査を実施する範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (4) 影響調査に関し次の事項を記載した書類
 - ア 調査を実施する範囲を決めた理由
 - イ 段階揚水試験について、各段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間
 - ウ 連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間
 - エ 回復試験について、水位の測定時間
 - オ 各試験の水位を計測する頻度及びその方法
 - カ その他参考となる事項
- (5) その他知事が必要と認める書類又は図面

(影響調査についての意見の聴取)

第4条 条例第8条第2項の規定による意見の聴取は、影響調査計画書及びその添付書類の写しを添付して、書面により行うものとする。

(採取計画の届出)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、採取計画届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 採取計画届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (2) 井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面
- (3) 揚水設備の概要を記載した書類
- (4) 水量測定器の設置場所を示す図面
- (5) 影響調査の実施方法を記載した書類
- (6) 影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

- (7) 影響調査の結果を記載した書類
 - (8) 住民等に対する周知を実施した場合にあっては、その結果を記載した書類
 - (9) その他知事が必要と認める書類又は図面
- (工事完了の届出)

第6条 条例第10条の規定による届出は、工事完了届出書（様式第3号）により行うものとする。
(氏名の変更等の届出)

第7条 条例第13条の規定による届出は、採取変更等届出書（様式第4号）により行うものとする。
2 届出事業者が地下水の採取を休止し、又は廃止したときは、休止し、又は廃止した井戸について、異物の混入等による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じ、その内容を採取変更等届出書に記載するものとする。
(承継の届出)

第8条 条例第14条第3項の規定による届出は、承継届出書（様式第5号）により行うものとする。
(水量測定器の設置及び採取量の報告)

第9条 条例第15条第1項の規定による測定は、1立方メートル単位で測定できる水量測定器により行うものとする。

2 条例第15条第2項の知事が定める方法は、次のいずれかの方法とする。

- (1) 次の算式により計算する方法
1時間当たりの揚水能力×1日の稼働時間×稼働日数
- (2) 公共下水道への排出量を測定する方法
- (3) 前2号に掲げる方法と同等であると知事が認める方法

3 条例第15条第3項及び第4項の規定による報告は、毎年6月末日までに、採取量等報告書（様式第6号）により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第16条第2項に規定する証明書は、様式第7号のとおりとする。
(書類の提出等)

第11条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する届出書、報告書その他の書類は、正副2部とし、所管の生活環境事務所長又は総合事務所長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(採取計画の届出)

2 条例附則第2項の規定による届出は、採取計画届出書（様式第2号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- (2) 揚水設備の概要を記載した書類
- (3) 水量測定器の設置場所を示す図面
- (4) その他知事が必要と認める書類又は図面

様式第1号（第3条関係）

影響調査計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊞

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
地下水を利用する事業の概要	
地下水を利用する者の氏名及び住所	
井戸の位置	別紙のとおり
掘削する土地の所有者の氏名及び住所	
掘削工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
井戸の概要	別紙のとおり
1年間の採取予定量	立方メートル/年
揚水設備の設置基数	基
概要	吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計） 平方センチメートル
影響調査を実施する範囲	
影響調査を実施する期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
影響調査のために採取する地下水の最大量	立方メートル/日
住民等に対する周知を実施する場合はその方法	

添付書類

- 1 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 2 井戸の構造を示す図面
- 3 影響調査を実施する範囲及び井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 4 影響調査に関し次の事項を記載した書類
 - ア 調査を実施する範囲を決めた理由
 - イ 段階揚水試験について、各段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間
 - ウ 連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間
 - エ 回復試験について、水位の測定時間

オ 各試験の水位を計測する頻度及びその方法

カ その他参考となる事項

5 その他知事が必要と認める書類又は図面

注

1 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「地下水を利用する者の氏名及び住所」欄は、地下水を採取する者と利用する者が異なる場合に記載する。

3 正副2通を提出すること。

別紙

井戸の概要

井戸等の施設番号				
深度（地表から）	メートル	メートル	メートル	
ストレーナー（スクリーン）の位置	メートル	メートル	メートル	
採取量等	年間平均運転日数	日／年	日／年	
	1日当たりの平均採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	
	1日当たりの最大採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	
1年間の採取予定量	立方メートル／年	立方メートル／年	立方メートル／年	
揚水設備の概要	吐出口の直径	ミリメートル	ミリメートル	
	吐出口の断面積	平方センチメートル	平方センチメートル	
	使用時期	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年
	運転時間	時間／日	時間／日	時間／日
その他参考となるべき事項				

備考 ストレーナー（スクリーン）の位置は、地表面からストレーナー（スクリーン）の上端部までの距離を表示すること。

様式第2号（第5条、附則第2項関係）

採取計画届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第9条第1項（附則第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
地下水を利用する事業の概要	
地下水を利用する者の氏名及び住所	
井戸の位置	別紙のとおり
揚水設備の工事の期間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
採取開始予定年月日	年 月 日
井戸の概要	別紙のとおり
1年間の採取予定量	立方メートル/年
揚水設備の 概要	設置基数 吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その合計）
	平方センチメートル
水量測定器	別紙のとおり
水位測定可否	別紙のとおり

添付書類

- 1 井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 2 井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面
- 3 揚水設備の概要を記載した書類
- 4 水量測定器の設置場所を示す図面
- 5 影響調査の実施方法を記載した書類
- 6 影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
- 7 影響調査の結果を記載した書類
- 8 住民等に対する周知を実施した場合にあっては、その結果を記載した書類
- 9 その他知事が必要と認める書類又は図面

注

- 1 届出者の氏名（法人にあってはその代表者氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「地下水を利用する者の氏名及び住所」欄は、地下水を採取する者と利用する者が異なる場合に記載する。

- 3 条例附則第2項の規定による届出の場合は、揚水設備の工事の期間及び採取開始予定年月日の欄の記載は要しない。
- 4 条例附則第2項の規定による届出の場合は、添付書類の2及び5から8までの書類及び図面を省略することができる。
- 5 正副2通を提出すること。

別紙

井戸の概要

井戸等の施設番号				
深度（地表から）		メートル	メートル	メートル
ストレーナー（スクリーン）の位置		メートル	メートル	メートル
採取量等	年間平均運転日数	日／年	日／年	日／年
	1日当たりの平均採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
	1日当たりの最大採取量	立方メートル／日	立方メートル／日	立方メートル／日
1年間の採取予定量		立方メートル／年	立方メートル／年	立方メートル／年
揚水設備の概要	吐出口の直径	ミリメートル	ミリメートル	ミリメートル
	吐出口の断面積	平方センチメートル	平方センチメートル	平方センチメートル
	使用時期	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年	春期・夏期・ 秋期・冬期・ 通年
	運転時間	時間／日	時間／日	時間／日
水量測定器	有無	あり・ なし（1, 2, 3）	あり・ なし（1, 2, 3）	あり・ なし（1, 2, 3）
	なしの場合、水量測定器を設置せず採取量を把握する方法	1. 揚水能力×稼働時間×稼働日数 2. 公共下水道への排出量 3. その他 1, 2と同等の方法（ ）		
水位測定の可否（否の場合は、その理由を記載すること）		可・否	可・否	可・否
その他参考となるべき事項				

備考 ストレーナー（スクリーン）の位置は、地表面からストレーナー（スクリーン）の上端部までの距離を表

示すること。

様式第3号（第6条関係）

工事完了届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
揚水設備設置工事完了年月日	年 月 日
採取計画届出書との変更の有無	有 ・ 無

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付すること。
- 3 正副2通を提出すること。

様式第4号（第7条関係）

採取変更等届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地		
変更等の内容 (変更・縮小・休止・廃止)	変更前	変更後
変更・縮小・休止・廃止年月日	年 月 日	
変更・縮小・休止・廃止の理由		
休止・廃止後の井戸への汚染等防止措置		
休止・廃止後のモニタリング井戸への協力の可否	可 ・ 否	

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 採取計画届出書に添付した図面及び書類に変更がある場合は、変更後の図面及び書類を添付すること。
- 3 正副2通を提出すること。

様式第5号（第8条関係）

承継届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊞

届出の担当者

氏名

電話番号

とっとりの豊かで良質な地下水の持続的な利用に関する条例第14条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

被承継者の氏名及び住所	
承継した井戸の位置	
承継年月日	年 月 日

承継の理由

注

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 正副2通を提出すること。

様式第6号（第9条関係）

採取量等報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名） ㊟

届出の担当者

氏名

電話番号

とつとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第15条第3項及び第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

地下水を採取する事業所の名称及びその所在地	
地下水の用途	
採取計画届出書に記載した年間採取予定量	立方メートル/年
年間採取量	立方メートル/年
揚水設備の設置基数	基
井戸ごとの採取量等	別紙のとおり

備考

- 1 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 井戸ごとに別紙を作成すること。
- 3 正副2通を提出すること。

別紙

井戸等の施設番号（ ）

月分	水量測定器の数値 (立方メートル)		採取量 (B) - (A) (立方メートル/月)	揚水機の稼働日数 (日)	毎月初めの井戸の水位 (静止水位・動水位) (メートル)
	前月末 (A)	本月末 (B)			
4月					
5月					

6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

備考 井戸の水位は、静止水位又は動水位のどちらか同一条件による数値を記載すること。

毎月の測定日時	日	午前・午後	時
---------	---	-------	---

様式第7号（第10条関係）

（表）

	身分証明書	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写真</p> </div>	<p>所属</p> <p>職氏名</p>	
<p>とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例第16条第1項により、調査を行うことができる職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 氏名 印</p>		

（裏）

<p>とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第16条 知事は、この条例を施行するために必要があると認められる限度において、その職員に届出事業者の事業所並びに井戸及び揚水設備を設置している土地（以下「事業所等」という。）に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させることができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を届出事業者に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事業所等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

注 用紙は、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。